

自由と人権 通信

NO.1 (2020.12.17) 編集・発行:「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)
ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

【1】市議会議員との対話は成立するか？

日本学術会議「軍事研究拒否声明」を東大和市議会が支持し、軍事研究を求める国に意思表示するよう求める陳情（案）を 2021 年 2 月市議会に提出する予定。

その陳情内容について 21 名の市議会議員と個別に相談するため、面談を求める文書を提出した。応じて対話が成立するかどうか。よもや「多忙」を理由に断りはないと思うが……。

陳情案を公開します。面談も含め、各議員の対応と協議結果は、次号で掲載します。

【2.ページ】

【2】「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情はどうなった？

今年 2 月市議会に賛同者 62 名と共に提出した同陳情は「議長預かり」という扱いを受け、実質審議もされず、陳情が提出された事実さえも「市議会だより」には掲載されず、闇から闇に葬られた。

その詳しい経緯と、以降の対応をお伝えします。【4～7 ページ】

【3】言いたいホーダイ

皆さんの声を取り上げます。

といっても、初回なので勝手につぶやきます。新規投稿募集中！【8 ページ】

—「日本学術会議の2017年声明を支持する陳情」について—

日本学術会議 2017 年声明を支持し、国に対して表明することを求める陳情（案）

陳情趣旨

日本学術会議が 2017 年に発した「軍事的安全保障研究に関する声明」について、東大和市議会が支持し、これを国に対して表明するよう求めます。

陳情理由

日本学術会議の軍事研究反対の姿勢は、先の大戦において科学者・研究者が日本軍国主義の軍事研究・兵器開発に積極的に加担した反省から生まれたものです。1950 年の第 1 回目の声明、1967 年の第 2 回の声明は、その反省を引き継ぐものであり、科学技術は社会の平和的振興、人類の福祉に貢献するものでなければならないという思想を体現したものでした。

そして 2017 年の第 3 回声明は、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の発足に伴い、科学者・研究機関などにおける研究がゆがめられる恐れがあるとして発せられたものであり、前 2 回の声明を引き継ぐとも言明されております。

軍事研究反対の姿勢は、平和主義を掲げる日本国憲法のもとにあって当然守られるべき事柄です。紛争は武力による威嚇や、その行使によって決着させてはならず、あくまでも平和的な外交努力によって解決されるべきものです。とりわけ、核兵器による人類滅亡の危機にある国際社会においては、その引き金となるような武力紛争は絶対に避けなければなりません。

私たちは科学者か否かを問わず、戦争の放棄、軍備及び交戦権を否認する憲法を持つ国民として、軍事力に頼る政策には反対していかなければなりません。その意味で、科学者が軍事研究反対の姿勢を貫くことは憲法の主旨に添ったものであり、きわめて当然のことであると考えます。

日本学術会議が、敗戦後の日本にあって軍事研究反対の姿勢を鮮明に打ち出し、戦後もその姿勢を守り通してきたことは高く評価すべきものです。また、今後もその姿勢を維持すべきであります。

東大和市議会として、このような日本学術会議の軍事研究反対の姿勢を支持し、その意思を国に対し表明することを求めます。

陳情者

住所
氏名 「自由と人権」
榎本清 印
(他 名)

2021 年 2 月 日
東大和市議会議長
中間建二 様

上の文書が来年 2 月市議会に提出予定の陳情（案）です。これをもとに、市議会議員各氏と協議・調整して、市議会で採択してもらいたいと考えています。そのためには、陳情の文言を唯一絶対のものとしたのでは協議の意味はありません。こちらに必要な妥協はしなければならないと覚悟しています。そのような趣旨で面談を希望しました。

※陳情（案）は、一部加工してあります。

会派を対象とせず、市議ひとりひとりとの面談を求めたのは、議員個人の主体的な意見を聞いたかったことかひとつ。国会ならばともかく、地方自治体の議会では、議員と市民がより近い存在で、そこでは会派の主張はむしろ相対化すべき考えたのがもう一つの理由です。

面談希望期間も、年末年始を含め 1 カ月間設定しました。また、議員にとって市民との対話は生命線だから、よもや「多忙」を理由にに応じてもらえないなどということはないと信じたいと思います。

次号では、各議員の対応について、面談の有無を含めご報告します。

6 名

石川逸子

日本学術会議が推した新会員中 6 名を
任命拒否し 抗議も無視する 菅首相

6 名とも 最近の国の政策に異議を唱えたひとたちです
かつて戦争協力したことへの反省から
誕生した学術会議

任命拒否は
その昔に戻すぞ との
わたしたち人民への明らかな果たし状ではありませんか

特定秘密保護法
安全保障関連法

名護市辺野古の米軍基地建設

「共謀罪」を含む改正組織処罰法

これらに反対する学者の呼びかけ人

あるいは賛同人になった学者

抗議の声明を発した学者

国会の参考人質疑で批判した学者

政府の意のままに 学術会議を従わせ
アメリカの忠実な僕となって

軍事研究を行わせたために

従わないものは 冷酷にハッサリ斬る

かたや 携帯の値下げ 不妊治療への賛助
若者たち 女性たちへ 媚びを売れば

支持率は上がる 何ほどのこともないわ と

高をくくられるほど

わたしたちは 愚かで無力だと思われているのでは？

6 名は きっと あなたであり
わたしなのです

わたしたちの首を絞める 手が

すぐそこまで スウッと伸びてきています

<石川逸子さんの著作>・

ヒロシマ・死者たちの声 径書房 1990 年 5 月

詩集 ゆれる木槿花 花神社 1991 年 7 月

詩集 砕かれた花たちへのレクイエム 花神社 1994 年 7 月

定本 千鳥ヶ淵へ行きましたかー石川逸子詩集 影書房 2005 年 8 月

ロングラップの海一詩集 花神社 2011 年 9 月

日本学術会議委員任命問題に事寄せて、詩人の石川逸子さんが「6 名」という作品を発表された。
ご本人からの承諾があるので、ここにも掲載させていただきました（自由と人権のHPにもアップしてあります）。

ここに「6 名」の詩を掲載したのは他にもない、**日本学術会議会員の任命拒否問題**があったから。

この問題の本質が**学問の自由の侵害**にあたることは論を待たないが、同時に、学術会議の軍事研究反対の姿勢への露骨な攻撃でもある。

現政権の今回のやり方が学問の自由への侵害であること、**憲法をはじめとする法律違反**であることはメディア等で多くの識者が述べており、また、たくさんの団体が抗議声明を発しているので、ここでは改めて繰り返さない。しかし、この事態を見過ごせば、次は政権にとって不都合な大学の学長、大学教授・研究者がその標的とされるだろうことは容易に想像できる。まさに「茶色の朝」です。

菅首相が自身の著書で述べているように、人事権の掌握（任命・更迭）は「**伝家の宝刀**」であるのだろう。

それ全く同様の事態が、**不戦・非武装**を旨とする日本の平和憲法にも及んでいる。すでに日本は世界第 4 位と言われる軍事大国。それでも、軍拡はとどまることはない。

戦後 75 年の歴史は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」（憲法前文）を奪われ続けてきた歴史ともいえる。今ここで軍事研究反のぼりを下ろせば、際限のない武器開発・武器輸出に道を拓くことになるのは火を見るよりも明らか。そのためにも市議会での陳情を採択してくれることを願ってやまない。

「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情

陳情趣旨

現在東大和市が制定をめざしている「東大和市 子ども・子育て憲章」の作業をいったん中断し、その制定の必要性から見直しを行うよう求めます。

陳情理由

現在東大和市保育課を中心として進められている「東大和市 子ども・子育て憲章」では「子どもと大人がお互いに約束しあいます」として、互いに5つのやくそくをするという形式をとっています。

約束とは何でしょう。約束とは個別的、具体的な取り決めです。鈴木さんと田中さんの約束というのはありますが、鈴木家と田中家の約束というものは、封建社会でもない限りありえません。言葉として使われても、それは両家の成員のすべてに及ぶものではありません。個々人はあくまでも自由です。それが民主的な社会での共通理解です。

本来の約束とは違いますが、集団としての約束として次のようなものがあります。社会的な約束（きまり）としての法律、国と国との約束としては条約です。しかし、子どもという集団が大人という集団と約束するなどということは成立しません。それとも市当局はこれを法律にしたいのでしょうか。

記されている約束のそれぞれは、一見反対しづらいような中身に見えます。でも、よく考えて下さい。こんな建前を平然と言い放つ人がどんな人か。子どもで言えば一部の「よい子」、大人で言えば社会的な地位や経済力がある「声の大きな人」です。その他大勢の「ガキども」や、普通の「オッサン」「おばさん」はそんなことを口にせず、ましてや心にも浮かべません。

このような建前が「憲章」として制定されようとしていることに、多くの人は関心すら払わないでしょう。日々の生活に追われ、とてもそれどころではないからです。しかし、いったん成立してしまえば、それは目に見えない圧力となって人々に襲いかかります。

いじめにあっても、自分が悪いと自己非難し、親が心配するからと言いつけないでいる小学生。昼夜逆転した生活をしている不登校の中学生。ゲーム漬けになって、朝起きられない日々が続いている高校生。過労死寸前の労働環境によって毎日奮めつけられ、そのイライラからつい子どもに怒声を浴びせてしまうオヤジ。キャンブル依存症から抜け出せないで苦しんでいるママさん。

彼らにとって、こんな建前ばかりの宣言が何の役に立つのでしょうか。役に立たないばかりか、彼らを追い詰め、苦しめる結果にしかありません。「日本一子育てのしやすい町」で、憲章に沿った子供や大人になれない自分がダメな奴と、ストレスを感じさせることになるだけです。

社会的な弱者に目を向けない制度・政策や標語はその意味で一種の差別です。きれいな言葉や美しい言葉を並べた憲章を定めるより、彼らに寄り添い、日々の生活をサポートすることの方がどれだけ大切か、市の当局者には改めて考え直していただきたいと期待するものです。

陳情者

住所 東京都東大和市桜が丘
氏名 橋本 清 (他 62 名)

2020年2月14日

東大和市議会議長
中間 建二 様



—「東大和市子ども・子育て憲章」をめぐって—

はじめに

「東大和市子ども・子育て憲章」は「東大和市健幸都市宣言」とともに、東大和市制 50 年に向けて市が制定をめざし、2020 年（上 2 桁略、以下同断）9 月 26 日の同 50 周年式典で発表された。その成立の経緯を振り返り、今後のことにも少し触れたみたい。

市のとりくみ

19 年 5 月ごろから、東大和市は「東大和市子ども・子育て憲章」について、市内の関係者と小中学校の生徒を集め、制定に向けての会議を開始していた。また、アンケート・説明会・ハブコメなどを行い、市民に対する説明・意見聴取に取り組んだ。

ちなみにこの年、「子どもの権利条例にかかわる陳情」が 12 月市議会に提出されたが、結果は不採択になっている。

「東大和市子ども・子育て憲章」の問題点（制定過程も含めて）

私たちがこの内容を知ったのはパブコメ前後、20 年が開けたばかりの頃。その内容についての問題点を述べると長くなるが、簡略に言えば次ようになろうか。

「東大和市子ども・子育て憲章」は、子どもに約束（規範）を一方向的に押しつけるものであり、行政が定めるには不適當な内容。何を大切にし、どう生きるかは、あくまでも個人の自由な選択によるものでなくてはならない。むしろ行政当局は、自らがなすべき施策を掲げて実施すべき。

また、制定に向けての手続きも問題の多いものだった。検討期間も短く、小中学校の生徒による検討会もたったの 2 回です。参加生徒も、校長が推薦した子に限られ、学年も限定されており、各回の参加生徒人数も 15 名という貧弱なもの。

会議の前には参考資料として北海道白老町の「しらおい子ども憲章」と滋賀県長浜市の「長浜子どものちかい・長浜子育て憲章」が配布されている。実際にできた「東大和市子ども・子育て憲章」と引き比べてみるとわかるが、驚くほど似たような内容になっている。もちろん東大和が前 2 市のそれに引きずられた結果と想像できる。

つまり、初めから結論ありきである。50 周年というゴールに向けて、短い期間で、少数の子どもたちを集めて作った、いかにも付け焼刃のシロモノでしかないという印象が強い。

アンケートも説明会もパブコメも、すべては行政による形式的な手続きにすぎず、異論や反対が多かったからと言って、既定方針が根本的に変更されることはなかった。

「制定された時から半永久的に市民の行動規範となる」（2020.2.21.東大和市議会本会議での市側の答弁）ものをめざすのであれば、もっと時間をかけ慎重に、多くの市民の声を聞き、日本国憲法と子どもの権利条約を規範とし、歴史に耐え得るものとすべきだろう。誰がなんのために制定しようとしているのかは、ここで説明しなくてもわかるというもの。

私たちのとりくみ

問題が発覚した段階では、すでに行政に対して打つ手はなくなり、次善の策として東大和議会に「東大和市子ども・子育て憲章」反対の陳情を出すことにした。そのために私たちは駅頭でビラをまき、賛同署名を集めた。

20 年 2 月 14 日、陳情受付の締め切り日に賛同者署名を添えて陳情を議会に提出。短い期間だったが、62 名の方の賛同署名をいただいた。

その日の午後開かれた東大和市議会運営委員会で、本会議初日（21 日）に提出される議案の扱いが協議された。私たちが提出した陳情を含む議案がその対象。しかし 21 日の午後は予定が入っていたため傍聴できず、以下に述べる経過は、後日インターネット中継の録画と議事録で確認したことになる。

市議会の対応のおかしさ

この日の議運では、市長提出の「東大和市子ども・子育て憲章について」という議案の扱いも協議された。結果から言えば、市長提出の憲章案を先に審議し、私たちの反対陳情は保留にすると、この場で決定された。これは全くおかしいことである。双方ともに審議するというのならわからなくもない。しかし、憲章を先に審議し、その結果をみて陳情の扱いについて考えるというのは、そもそも順序が逆ではないか。

同じような内容の議案であれば一括して審議すべき。議会のルール上それができないのであれば、市民提出の議案（陳情）が先行されなくてはならない。もし憲章案を先行して審議、採択すれば、反対陳情は宙に浮いてしまう（21 日の議運で「議長預かり」としたのはその弥縫策）。このようなことは議運の協議の場で十分に予測できたはずのこと。それをあえて強行したということは、そもそも初めからまともに審議する気がなかったとしか考えようがない。

結果はまさにそのようになった。市長提出の議案「東大和市子ども・子育て憲章について」（「東大和市健康都市宣言」も同様）は、委員会付託を省略し、21 日の本会議の場でそのまま採択された。私たちの反対陳情は、「東大和市子ども・子育て憲章」が採択された後、本会議休会中に開催された議運で協議され、「議長預かり」という扱いになった。本市議会で諮られることなく、今後も審議されるあてもなく、事実上握りつぶされたことになる。これはまさに、東大和市議会がたくらんだ暴挙であるというべき事態である。

法的な問題点

憲法第 16 条（請願権）には「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定められている。また請願法第 5 条（請願の処理）では「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と書かれている。

先に述べたような扱いが、「誠実に処理」したと言えるだろうか。たとえ受理したとしても、その責務

を忠実に果たしたとはとても考えられない。その意味では請願権の侵害であり、憲法違反の可能性さえある。

このことを行政訴訟として提訴するつもりでいたが、諸般の事情でそれはかなわなくなってしまった。しかし議会への強い不信と、個人的に受けた精神的な傷は今でも解消されない。それをもって主訴とし、法的で争うという選択肢をとることにした。このことも次号以降で報告できればと考えている。

「東大和市子ども・子育て憲章」成立後のとりくみ

9月26日、「東大和市子ども・子育て憲章」が成立しました。しかし、その憲章が広く市民の目にとまるようになれば、憲章の内容に疑問をいだく市民もたくさんいるはずと思われた。それらの受け皿として、再度「東大和市子ども・子育て憲章」反対署名を集めることにした。また、ネット署名(Change org)にも挑戦した。約2カ月で、市内外の人たちから合わせて214筆(後日提出した追加分8筆を含む)をいただき、11月に市長と市議会議長に手渡して(市長は多忙を理由に面談拒否)きた。

「東大和市子ども・子育て憲章」は成立してしまいましたが、また同じような問題が噴出する可能性は充分にある。この地域が持つ思想的な基盤が変わっていない以上、それは当然のことである。今後も注意深く見守っていくつもりでいる。

本の紹介コーナー

梨木香歩 著『僕は、そして僕たちはどう生きるか』(理論社)という本がある。題名から想像がつくとおおり、吉野源三郎 著『君たちはどう生きるか』(岩波文庫)が下敷きになっている。梨木自身もそのことを表明している。

『君たちは』は1937年に出版された作品。同年は盧溝橋事件が起きた年でもある。軍国主義日本が大陸を侵略し、まもなく太平洋戦争に突入しようという頃。少年のみずみずしい目をおして、ものの見方や、生きるとは何かを真剣に問いかけている。現代まで読み継がれ、今では漫画にまでなって、さらに裾野を広げている。

『僕は、』は、コペル君という主人公や叔父さんという設定は同じながら、離婚や少数者・性の問題、環境問題などにテーマが及んでいて、より現代的な設定になっている。あまり難しく考えることなく読み進めるが、それでいて何かが心に刺さってくると感じられる本である。

『君たちは』ほど古くはないが、山中恒 著『ぼくがぼくであること』(理論社)も紹介しておきたい。

現代っ子(といっても高度成長期の日本、あまり使いたくはないが「昭和」の時代の子ども)が主人公になっている。ずっと昔に読んだ本だから詳しくは覚えていないが、教育ママ、家出などを背景としながらも、わくわくするようなドラマ仕立てになっていて、最後まで楽しく読める。だからかどうか、作者の中山は、自身を「児童読物作家」と称している。何年か前にいちど会ったことがあるが、なかなか面白いオジサンだった。

初めに断っておくべきだったが、これらはすべて「児童書」と言われるものである。本に子供用・大人用間違いがあるのかどうか疑問だが……。



言ーたい

ホーダイ

デジタル管理.

デジタル庁は「国民管理庁」、マイナンバーは「足かせと鉄球」、マイナポイントは「女衞の甘言」と言ったら言い過ぎか。なんせ、はした金に目がくらみ、マイナンバーカード取得に奔(はし)るものが少なくない。このうえ、政府はマイナンバーカードと銀行口座や免許証を関連付けようとしている。これではまるで「通行手形」。国民丸ごと一元管理だ。

それでも、野党をはじめとした勢力が反対や抗議の声を上げたというのを聞いたことがない。こんな体たらくだから、一般市民はスルー。

いっぽう、政治資金収支報告書の提出オンラインがほとんどなされていないことが判明した。20 億円投入されたが利用は 1%とのこと。デジタル化の旗振り役平井デジタル改革担当大臣の政治団体も利用していなかった。その理由として平井大臣は「領収書のコピーや PDF 化の作業など、オンラインを利用するほうが作業量が多くなってしまう」からと答えている。本当にそうか？

現在でも政治資金収支報告書はネットに公開されているが、検索するにはすべての書類をデジタル化しなければ意味がない。すべての情報をデジタル化するということは政治資金の流れが丸裸になり、検索もより便利になるということだ。

うまみのある政治資金の使い道を公開することをどの政治家が望もう。政治資金の報告でデジタル化をサボタージュして、国民にはマイナンバーを強制するようなことをしているわけだ。自らが望まないことを国民だけ強制する。ならばマイナンバーも直ちにやめるべきだ。

迷彩服

新型コロナウイルス感染拡大を受け、北海道旭川市や大阪府からの陸上自衛隊災害派遣が要請され、旭川市の病院には 9 日、自衛隊の部隊から看護師らのチームが入ったという。その写真を見て言いようのない違和感を覚えた。迷彩服に身をかためた隊員が院内に入っていく様子を写したものだ。

医療従事者といえば白衣を身にまとった姿が一般的だ。近年ではカラフルなものもあるが、それが医療行為にとって最も機能的だとの判断からだろう。自衛隊看護チームが迷彩服のまま医療現場に臨むとは考えられず、現場ではそれなりの着替えをするのかもしれない。とすると迷彩服での登場はあくまでも「通勤着オンリー」ということか。それならむしろ制服を着用すべきだろう。

ここまで考えて、自衛隊員の災害派救助活動の光景が思い浮かんだ。彼らもまた迷彩服に身を包んでいる。こちらは現場での装束である。災害現場では周囲に溶け込む迷彩服よりは、むしろ周辺から際立つ色彩のものが望ましい。消防隊員のオレンジ色などがその好例だろう。迷彩服では被災者自身も気が付きにくいし、隊員の安全も守りにくい。

平和主義者の私は、ここでさらに勘繰る。迷彩服での登場、または現場での着用は、市民・国民に自衛隊＝軍隊へのアレルギーを和らげる効果をねらっているのではないかと。迷彩服着用の目的が被災者の救助を第一に考えたものではなく、自衛隊の存在をアピールすることだとするなら本末転倒である。しかし、その本末転倒こそが軍隊の本質を端的に表しているのも一面の真実なのだ。

軍隊はというものは、国を守っても、国民は守らないものというのは定説だ。「国民」が「国」と自己同一化してしまったとき、この国の支配は完了する。



「言ーたい ホーダイ」への原稿を随時募集中。表紙のホームページにアクセスし、メールフォームに直接お書きいただくか、投稿希望を当方にお伝えください。